

目的別	地域を変えるための切り口	調査等 / 安全・安心な農産物生産
	6次産業化の推進	加工・販売促進
実施主体別		地方独立行政法人青森県産業技術センター / 農林漁業者 / 加工業者等

事業名		現場解決型「ドクター」派遣制度（その他・継続）									
アピールポイント		農林漁業者や加工業者等が抱えている課題について、産業技術センターの研究員を現場に派遣し、一緒になって解決に取り組む。									
事業の趣旨	農林漁業者や加工業者等から要請のあった課題を解決するため、産業技術センターの研究員が現地に出向いて解決策を取りまとめ、技術指導や助言等を行う。	予算額(千円)	運営費交付金								
		内訳	国	—							
			県	—							
			その他	—							
事業の内容等	<p>1 手続</p> <p>(1) 課題を抱える農林漁業者や加工業者等が、産業技術センターの担当研究所に派遣研究要請書を提出</p> <p>(2) 担当研究所が研究員の派遣を決定し、農林漁業者や加工業者等へ通知</p> <p>(3) 研究員が現場に出向き、課題の解決策を農林漁業者等と一緒に考え、取りまとめ</p> <p>(4) 課題解決に向け、研究員が助言や技術指導</p> <p>2 費用負担</p> <p>取組に要する費用は、産業技術センターと要請した農林漁業者や加工業者等、各々の持ち出し</p> <p>&lt;例&gt;研究員の旅費や調査用試薬等…産業技術センター 試験するほ場の肥料、農薬等…要請した農林漁業者 加工品の試作に必要な原材料費等…要請した加工業者</p> <p>3 支援期間</p> <p>原則として1年以内</p> <p>4 支援内容と相談窓口</p> <table border="1" data-bbox="226 1626 1106 1937"> <thead> <tr> <th>支援内容</th> <th>相談窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水稲、畑作、野菜、花き 果樹、畜産、林業・木材 きのこの生産技術</td> <td>農林総合研究所、野菜研究所、 りんご研究所、畜産研究所、 林業研究所</td> </tr> <tr> <td>水産の増養殖、資源管理、 漁場・養殖場環境の技術</td> <td>水産総合研究所、内水面研究所</td> </tr> <tr> <td>食品の加工技術</td> <td>食品総合研究所、下北ブランド 研究所、農産物加工研究所</td> </tr> </tbody> </table>	支援内容	相談窓口	水稲、畑作、野菜、花き 果樹、畜産、林業・木材 きのこの生産技術	農林総合研究所、野菜研究所、 りんご研究所、畜産研究所、 林業研究所	水産の増養殖、資源管理、 漁場・養殖場環境の技術	水産総合研究所、内水面研究所	食品の加工技術	食品総合研究所、下北ブランド 研究所、農産物加工研究所	補助率	標準事業費
		支援内容	相談窓口								
水稲、畑作、野菜、花き 果樹、畜産、林業・木材 きのこの生産技術	農林総合研究所、野菜研究所、 りんご研究所、畜産研究所、 林業研究所										
水産の増養殖、資源管理、 漁場・養殖場環境の技術	水産総合研究所、内水面研究所										
食品の加工技術	食品総合研究所、下北ブランド 研究所、農産物加工研究所										
		—	—								
実施期間	平成21年度～	担当	農林水産政策課 産業技術・防疫グループ (内線5041、直通017-734-9702)								

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 安全・安心な農産物生産 / 中山間地域振興 / 環境保全
	担い手の育成	研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善 / その他（狩猟者の確保）
	農地の利用集積	遊休農地対策
	生産基盤の整備	その他（侵入防止柵）
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		市町村 / 農協 / 農業委員会 / 土地改良区 / 法人 / 任意団体 / 地域協議会

事業名	鳥獣被害防止総合対策事業（国庫・継続） 【鳥獣被害防止総合対策交付金】
-----	--

アピールポイント	鳥獣による農林水産物への被害を防止するための取組をソフト・ハード面から総合的に支援する。
----------	--

事業の趣旨	「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」により市町村が作成する「被害防止計画」に基づき、地域協議会等が実施する鳥獣被害防止対策の取組等を総合的に支援する。	予算額(千円)	101,400	
		内訳	国	101,400
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 ソフト対策	補助率	標準事業費
	(1) 地域ぐるみの被害防止活動 ア 生息状況調査、捕獲機材の導入、捕獲・追払い、放任果樹の除去、緩衝帯の整備等 イ 広域柵の再編整備計画策定支援 ウ サル・クマ・鳥類の各複合対策（捕獲や追払いなど複数の取組） エ 他地域の人材を活用した取組 オ ICT等新技術の活用（ICTを活用した捕獲や追払いなど複数の取組） カ 集落点検の促進 (2) 大規模緩衝帯の整備や一度に相当数を捕獲する誘導捕獲柵わなの整備 (3) ICT等新技術実証 (4) 農業者団体等民間団体による被害防止活動 (5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組（販売拡大、搬入促進支援） (6) 鳥獣被害対策実施隊の体制強化（実施隊員の人材育成、新規猟銃取得支援） (7) 捕獲サポート体制の構築 (8) ICT活用による情報管理の効率化 (9) 簡易的な集合理設設備の設置等支援 (10) 農林水産業に被害を及ぼす野生鳥獣の緊急的な捕獲 2 ハード対策 (1) 侵入防止柵等の鳥獣被害防止施設の整備（既設柵の地際補強含む） (2) 捕獲鳥獣の処理加工施設（食肉利用等施設等）の整備 (3) 捕獲技術高度化施設（射撃場）の整備 《事業実施主体》 ①ソフト対策：地域協議会（市町村ほか関係機関で構成） ②ハード対策：地域協議会等（地域協議会又はその構成員）	ソフト対策 定額 1/2以内 （鳥獣被害対策実施隊が行う取組等は定額（限度額あり）） ハード対策 定額 1/2以内 （侵入防止柵の資材費のみの場合は定額）	ソフト対策 定額補助の限度額は50万円～ （鳥獣被害対策実施隊の捕獲有資格者数など体制によって加算、その他メニューごとに設定あり）

- 【採択要件】
- 被害防止計画が作成されていること又は作成されることが確実に見込まれること。
  - 有害捕獲、被害防除及び生息環境管理のうち生息環境管理を含めた複数の取組が行われていること又は行われることが確実に見込まれること。 等

【令和7年度実施計画等】 21 地域協議会

実施期間	令和6～8年度	担当	農林水産政策課 産業技術・防疫グループ (内線5042、直通017-734-9702)
------	---------	----	--

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / 地産地消
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		県 / 市町村 / 農協 / 法人

事業名	6次産業化ネットワーク活動事業（国庫・継続） 【農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）】
-----	---

アピールポイント	農林漁業者等が取り組む商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設等の整備等を支援する。
----------	---

事業の趣旨	農林漁業者が食品事業者、流通業者、観光業者等の多様な事業者が連携するネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設等の整備等を支援する。	予算額(千円)	113,233	
		内訳	国	113,233
			県	—
			その他	—

事業の内容等	<p>1 地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業 サポートセンター（相談窓口）の設置とアドバイザー派遣（各種相談対応） 《事業実施主体》県</p> <p>2 地域資源活用・地域連携推進支援事業 （1）2次・3次産業と連携した加工・直売の取組 （2）新商品開発・販路開拓の取組 （3）直売所の売上げ向上に向けた多様な取組 （4）多様な地域資源を新分野で活用する取組 《事業実施主体》農林漁業者・団体、市町村等</p> <p>3 地域資源活用価値創出整備事業 6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けた農林漁業者の組織する団体等が実施する農林水産物等の加工・流通・販売や、総合化事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産、食品等の加工・販売の取組において必要となる施設等の整備を支援（融資残補助） 《事業実施主体》農林漁業者の組織する団体等 《補助金上限額》100,000千円 ※BtoB、HACCP認証等の要件を満たした場合は200,000千円</p>	補助率	標準事業費
		定額	—
		1/2以内	上限額 500万円

<p>【採択要件】</p> <p>1 実施主体を含む3戸以上の農林漁業者が構成員又は出資者として構築している取組であること。</p> <p>2 本事業上記3の内容を実施する場合、扱う農林水産物を実施主体がおおむね50%以上生産を行う取組であること。</p> <p>3 みどり認定によりポイント加算対象</p>		3/10又は1/2 (中山間地ルネッサンス事業に係る地域別農業振興計画や、市町村戦略に基づく取組、障害者の雇用を行う場合) 以内	上限額 1億円※
--	--	---	-------------

実施期間	平成26年度～	担当	食ブランド・流通推進課 食品産業振興グループ (内線5016、直通017-734-9456)
------	---------	----	---

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / 地産地消 / 農泊
	農地の利用集積	遊休農地対策
	生産基盤の整備	ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路
実施主体別		県 / 市町村 / 法人 / 地域協議会 / 農林漁業者の組織する団体等

事業名		農山漁村振興交付金（国庫・継続）		
アピールポイント		農山漁村において、「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の観点から農村振興政策を総合的に推進し、関係人口の創出・拡大、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を支援する。		
事業の趣旨	農山漁村がもつ豊かな自然や「食」等の多様な地域資源を、農業やその関連産業のみならず、観光、福祉、教育等にも活用することにより、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図る。	予算額(千円)	国直接採択	
		内訳	国	7,389,000
			県	—
事業の内容等	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 地域資源活用価値創出対策 多様な地域資源を活用し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援</p> <p>(2) 地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型） 観光コンテンツの磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を支援</p> <p>(3) 地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型） 障がい者等の農林水産業に関する技術習得やユニバーサル農園の開設、障がい者等が作業に携わる施設整備等を支援</p> <p>(4) 中山間地農業推進対策 中山間地域等での収益力向上等に向けた取組や農村型地域運営組織（農村RMO）の形成等を支援</p> <p>(5) 最適土地利用総合対策 農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定やその実現に必要な取組等を支援</p> <p>(6) 山村活性化対策 振興山村での地域資源の活用等による地域経済の活性化を図る取組を支援</p> <p>(7) 情報通信環境整備対策 農業農村インフラ管理や地域活性化等に必要な情報通信環境の整備を支援</p> <p>(8) 都市農業機能発揮対策 農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化、都市部の空閑地を活用した農地や農的空間の創出の取組等を支援</p> <p>《事業実施主体》 都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等</p>	補助率	標準事業費	
		定額 1/2等	※県経由	
			※県経由	
	※県経由			
	※県経由			
【採択要件】 関連する計画を策定すること。 等				
実施期間	平成28年度～	担当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5062、直通017-734-9534)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / 環境保全
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / 地産地消 / 農泊
	担い手の育成	新規就農 / 研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善 / 法人化 / 集落営農 / 女性活動支援
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		県 / 地域協議会等 / 地域運営組織等

事業名	「あおもり型農村RMO」育成事業（県単・継続）			
アピールポイント	農業者と地域住民が協力して、農村を守りながら地域を元気にする取組を推進する。			
事業の趣旨	持続可能で活力ある農山漁村をつくるため、農用地保全、地域資源活用、生活支援などを地域づくりに生かしながら、稼ぐ力のある「あおもり型農村RMO」の育成に向けた取組を推進する。	予算額(千円)	31,519	
		内訳	国	—
			県	31,519
			その他	—
事業の内容等	1 市町村の農村RMO推進等マネジメント活動への支援 市町村でのマネジメント部会の開催や、課題解決に向けた地域提案型の取組を支援 2 農村RMOの形成に向けたモデル集落への支援 あおもり型農村RMOの要素（農用地保全、地域資源活用、生活支援、地域の経済活動、担い手育成、交流人口の創出）に係る新たな取組に対する補助 3 関係機関が一体となった農村RMOの育成支援（委託） （1）中間支援組織による伴走支援 （2）研修会の開催及び有識者によるサポート  《事業実施主体》 1 地域担い手協議会等 2 モデル集落で活動する地域運営組織、その構成員 3 県	補助率	標準事業費	
		1 ソフト 定額	1 補助限度額 1,000千円/ 地域	
		2 ソフト 定額 ハード 1/2	2 モデル集落 当たりの上 限額 1,500千円	
【採択要件】 1及び2については、実施計画の審査に基づき支援対象を選定する。				
実施期間	令和6～8年度	担当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5063、直通017-734-9534)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全 /
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / 地産地消 /
	担い手の育成	集落営農
	農地の利用集積	遊休農地対策
実施主体別		県 / 市町村 / 地域協議会

事業名		元気な地域創出モデル支援事業（国庫・新規） 【中山間地農業ルネッサンス推進事業 元気な地域創出モデル支援】		
アピールポイント		中山間地農業を地域活性化につなげるための取組を支援する。		
事業の趣旨	中山間地農業を元気にするため、収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する具体的な取組、デジタル技術の導入・定着を後押しすることで、農業生産活動を地域活性化につなげる優良事例創出を推進する。	予算額(千円)	3,957	
		内訳	国	3,957
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 収益力向上に関する取組 野菜、果樹、花き等の高収益作物の導入、生産、販売や鳥獣被害対策等による収益力向上 2 販売力強化に関する取組 高品質作物の導入、品質向上、加工、ブランド化等により農産品の付加価値を高めて販売力を強化 3 農用地保全に関する取組 棚田地域を含む農用地保全・振興に関する多様な取組の実践 4 複合経営に関する取組 農業、畜産、林業も含めた多様な組合せによる複合経営及び農業と他の仕事を組み合わせた半農半Xの実践 5 生活支援に関する取組 農村地域における生活支援の取組	補助率	標準事業費	
		定額	上限1,000万円 (最大3年)	
【令和7年度実施計画等】 平川市古懸集落				
実施期間	令和7～9年度	担当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5062、直通017-734-9534)	

目的別	地域を変えるための切り口	調査等 / 中山間地域振興
	農地の利用集積	遊休農地対策
	生産基盤の整備	ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 / その他(農道)
実施主体別		県

事業名	中山間地域総合整備事業(国庫・継続) 【農山漁村地域整備交付金、中山間地域農業農村総合整備事業】			
アピールポイント	立地条件の悪い中山間地域において、多様なメニューに取り組むことができ、総合的に整備を行うことができる。			
事業の趣旨	過疎化や高齢化が進行している中山間地域において、立地条件に沿った農業生産基盤の整備や生産・販売施設等と定住を促進するための生活環境基盤の整備を総合的に実施し、農業・農村の活性化や新たな就業機会の創出などを図るとともに、国土・環境の保全等に資する。	予算額(千円)	948,106	
		内訳	国	521,458
			県	307,183
			その他	119,465
事業の内容等	1 農業生産基盤整備事業 (1) 農業用排水施設整備 (2) 農道整備 (3) ほ場整備 (4) 農用地開発 (5) 農地防災 (6) 客土 (7) 暗きょ排水 (8) 農用地の改良又は保全 (9) 土地基盤の再編・整序化 (10) 埋蔵文化財調査 2 農村振興環境整備事業 (1) 農業集落道整備 (2) 営農飲雑用水施設整備 (3) 農業集落防災安全施設整備 (4) 用地整備 (5) 生産・販売・交流・農泊等施設整備 (6) 情報基盤施設整備 (7) 農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備 (8) 農村資源利活用推進施設整備 (9) 交換分合  《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		国 55.0%	—	
		県 32.0% ～ 27.5%		
【採択要件】 1 過疎法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法による指定を受けた市町村またはこれに準ずる市町村において、農業生産基盤整備事業を実施する地域では、 ・農用地の主傾斜がおおむね1/100以上の面積が50%以上を占める地域 ・林野率が50%以上を占める地域 であること。 2 棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域を含む市町村であること。 【令和7年度実施計画等】 1 実施地区数：8地区 2 関係市町村：三戸町他9町村				
実施期間	平成2年度～	担当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4889、直通017-734-9555)	

目的別	地域を変えるための切り口 農地の利用集積	調査等 / 中山間地域振興 遊休農地対策
実施主体別	県	

事業名	中山間ふるさと水と土保全対策事業（その他・継続）			
アピールポイント	基金の運用益等を活用し、人材育成、施設や農地の利活用等の住民活動の活性化が図られる。			
事業の趣旨	土地改良施設や農地の有する多面的機能の良好な発揮と、それらの施設を通じて行われる地域住民活動の活性化を図るため、活動を推進・支援する。	予算額(千円)	10,732	
		内訳	国	—
			県	10,732
			その他	—
事業の内容等	1 調査研究事業 地域住民が行う土地改良施設や農地の機能強化及び保全活動に関する基本的対策の作成及びこれに要する調査  2 研修事業 地域住民活動をリードする指導者を育成するための研修会への派遣等  3 推進事業 (1) 地域住民が行う保全活動等への支援 (2) 地域の未来を担う子供たちに、農村環境や農業用施設を保全することの重要性を学ばせるための体験学習会を支援 (3) 地域が行う清掃キャンペーン等への支援 (4) 地域住民が行う土地改良施設の維持・保全活動への支援  《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		—	—	
【採択要件】 以下のいずれかに該当する市町村における活動で、支援を受ける活動が地域住民活動の活性化に関する推進指導及び助言等を行う人材が指導するものであること。 ①過疎法、山村振興法、半島振興法、又は特定農山村法の指定地域を含む市町村 ②市町村基金を設置している市町村 ※①又は②に該当する場合に、事業対象となる。 （藤崎町、おいらせ町、階上町を除く全市町村） 【令和7年度実施計画】 1 調査研究事業：なし 2 研修事業：全国研修会への派遣、県内研修会の開催等 3 推進事業：支援予定地区数29団体、運営委員会の開催、関係誌の購入配付、県主体啓発普及事業の実施等				
実施期間	平成5年度～	担当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4888、直通017-734-9555)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化
	担い手の育成	研修・訓練 / 労働力確保等
実施主体別		県

事業名		持続可能な中部上北スタイル水田農業推進事業（県単・継続）		
アピールポイント		七戸町、東北町ではほ場整備事業を進めている「土場川地区」において高収益作物の導入拡大を図るため、研究会の開催や野菜作付け実証、スマート農業技術の研修会等により、水田農業の確立を目指す。		
事業の趣旨	<p>水稻、野菜、畜産などの複合経営が盛んな中部上北地域（七戸町、東北町）の土場川地区では、区画拡大や排水対策を実施した水田において、米価下落の影響を受けにくい高収益作物の導入が計画されているが、現在思うように進んでいない。</p> <p>このことから、高収益作物の導入拡大を進めていくため、地域の担い手農家や関係機関による研究会により、排水対策が整備された水田で作付けが可能な作物を見極めていくとともに、スマート農業技術の導入による労働力不足の解消や、泥炭性土壌で従来の工法が効かない超軟弱水田に対する改良工法を構築するなど、推進体制の整備を進め、持続可能な中部上北スタイルの水田農業の確立を目指す。</p>	予算額(千円)	1,257	
		内訳	国	—
			県	1,257
			その他	—
事業の内容等	<p>1 推進体制の整備 （1）中部上北地域水田農業研究会の開催 水田農業の高度化に向けた検討会</p> <p>2 排水対策を講じた水田への野菜作付け実証 （1）野菜作付けの実証 実証ほによるにんにく及びたまねぎ作付け実証</p> <p>3 スマート農業の導入等支援 （1）研修会の開催 先進技術の紹介等 （2）土場川地区への用水管理システムの導入 自動水位調整ゲートの試験設置及び効果検証</p> <p>4 超軟弱地盤対策の検討 （1）実証ほによる試験施工の実施 試験施工結果の考察、リーフレット作成・配布</p> <p>《事業実施主体》 県（上北農林水産事務所）</p>	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	令和5～7年度	担当	上北農林水産事務所 農道ほ場整備課、農業普及振興室 (直通0176-23-5318、0176-23-4281)	